

七六	五	四	三	二	一	件	成	省	国	財																						
最低額面金額	発行額	発行方法	振替法の適用等	法律及びその根拠	名称及び記号	平成十七年五月十九日	十七年五月二十日	令第三十号	債の発行等	務省告示第二百八号																						
五千四百億八千四百万円	九千四百億四千二百六十万円	債の規定に基き発行する額	の規に基き発行する額	例等に關する法律第二條第一項	政運営のための公債の發行の特	うち、平成十七年度における財	額面金額で千四百億円	の取扱い及び取得による發行	日本郵政公社による國債の募集	機關は日本銀行とする。	用を受けるものとし、その振替	「振替法」という。の規定の適	成十三年法律第七十五号。以下	社債等の振替に關する法律（平	九年法律第六号）第五條第一項	整理基金特別會計法（明治三十	十九号）第二條第一項及び國債	關する法律（平成十七年法律第	のたための公債の發行の特例等に	平成十七年度における財政運営	平成十七年五月十九日	財務大臣 谷垣 禎一	利付國庫債券（二年）（第二百三	十二回）	のたための公債の發行の特例等に	平成十七年五月二十日	發行する利付國債の發行條	の規に基き、平	令第三十号）第六條第一項の規定に	關する省令（昭和五十七年大蔵	國債の發行等	務省告示第二百八号

八 振 額 替 単 位

九 募 発
十 集 の 行
十 利 価 日
二 初 期 利 子 率

十 三 後 第 二 期 以
十 四 償 還 限
十 五 償 還 額
十 六 元 利 金 支
十 七 募 集 期 間
十 八 払 込 期 日

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

平成十七年五月二十日

額面金額百円につき百円六銭

平成十七年十一月二十日を支払

期とし、次の算式により算出し

た金額を支払う。ただし、支払

期が銀行休業日に当たるとき

は、その翌営業日に支払う（以

下、次号及び第十四号において

規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.01 \times 1}{360 \times 2}$$

毎年五月二十日及び十一月二十

日を支払い、各支払期にお

いて、その日以前六月間に属す

る利子を支払う。

平成十九年五月二十日

額面金額百円につき百円

日本銀行

平成十七年五月二日から平成十

七年五月十六日まで

平成十七年五月二十日